

都市計画法による  
開発許可制度の手引

令和3年6月

喜多方市

# 開発許可制度の手引

< 事務手続編 >

# 目 次

<b>第1章 開発許可制度</b>	
第1節 開発許可制度の概要	1
第2節 用語の定義	3
第3節 他法令との関係	9
第4節 開発許可の事務	14
<b>第2章 開発行為の許可</b>	
第1節 許可不要の開発行為	18
<b>第3章 開発許可基準</b>	
第1節 技術基準	28
第2節 開発許可の特例等	28
<b>第4章 許可及び不許可</b>	
第1節 許可及び不許可の処分	33
第2節 許可の条件	35
第3節 建築物の制限	35
<b>第5章 建築等の許可</b>	
第1節 開発許可を受けた土地における建築等の制限	37
<b>第6章 許可申請手続</b>	
第1節 許可申請の手続	38
第2節 手数料	43
第3節 設計者の資格	47
<b>第7章 公共施設の管理</b>	
第1節 公共施設管理者等との協議等	49
第2節 公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の帰属	51
<b>第8章 開発許可を受けた後の手続等</b>	
第1節 開発許可後の進行管理	53
第2節 開発行為の変更の許可等	53
第3節 地位の継承	56
第4節 工事完了公告前の建築制限	57
第5節 開発行為の廃止	58

第6節	完了検査	.....	59
第7節	開発登録簿	.....	61
<b>第9章 監督処分等</b>			
第1節	報告、勧告等	.....	64
第2節	監督処分等	.....	65
第3節	立入検査	.....	68
<b>第10章 罰則</b>			
.....			
<b>第11章 不服申立て</b>			
.....			